

山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障がい（児）者）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	山形市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障がい（児）者）
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項 山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障がい（児）者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第1条及び第3条第2項第1号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児の福祉の増進を図る）とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第一条 この条例は、（市民福祉の向上を図る）ため、この市が行う福祉医療給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする 第三条第二項 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、（この市の住民基本台帳に記録され、かつ、社会保険各法の規定による療養の給付を受けることができる者のうち、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者）とする。（1） 重度心身障がい（児）者医療給付金 （重度心身障がい（児）者又はこれに類する障がい者を有する者として規則で定める者）</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）、山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和四十九年市規則第十五号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 の2項2号</p>	<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項、山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和四十九年市規則第十五号）第4条</p>
<p>事務の内容</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項の規定による重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 の2項2号11</p>	<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>健康保険法による保険給付の支給に関する情報</p>	<p>健康保険法による保険給付の支給に関する情報</p>
特定個人情報2		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 の2項2号12</p>	<p>山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項</p>

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号13	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号14	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号15	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号16	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号1	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第2項、山形市福祉医療給付金支給条例施行規則（昭和四十九年市規則第十五号）第7条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第4条第1項の規定による重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号1	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの

③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
---------------	-----------------------	-----------------------

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号12	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号13	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号14	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号15	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
-------	------------------------	------------------------------------

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号16	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項4号17	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）第3条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年10月20日
独自利用事務の対象者	重度心身障がい（児）者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月11日
保護評価の実施の有無	1:実施済み

評価書番号	17
保護評価書の名称	山形市福祉医療給付金支給条例による重度心身障がい(児)者医療給付に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=山形市&ev_name=山形市福祉医療給付金支給条例による重度心身障がい(児)者医療給付に関する事務&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=16&count=20&search=検索
委任関係	